

資料室

[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労働関係法](#) | [労働時間の大原則](#)[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)

労働時間の大原則

労働基準法では、労働時間の原則として以下のことを定めています。

- 1、労働時間は原則として1日8時間、1週40時間を超えてはならない。
- 2、休日は原則として、週1回与えなければならない。

個々の労働者の労働時間は、個々の労働契約によって定まりますが、労働基準法では最低労働条件を定めていますから、その基準を下回る労働条件は無効となります。無効となった部分は労働基準法の定める基準が適用されます。

この法定時間に対する例外措置は、労働基準法で別に定めてあります。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.